

山口市専用水道事務取扱規則（山口市規則第51号）

（趣旨）

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、専用水道に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（専用水道布設工事確認申請書等）

第2条 法第33条第1項の規定による確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第33条第5項の規定による通知は、工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事確認通知書（様式第2号）により、適合しないと認めたとき又は適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、専用水道布設工事不適合通知書（様式第3号）により行うものとする。

（専用水道記載事項等変更届）

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道記載事項等変更届（様式第4号）により行うものとする。

（給水開始届）

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出を専用水道給水開始届（様式第5号）により行うものとする。

2 専用水道でない水道が水道施設の布設工事を伴わず専用水道となった場合は、前項の届出に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 専用水道となるまでの経緯
- (2) 専用水道布設工事確認申請書に準ずる書類

（専用水道技術管理者設置届等）

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに専用水道技術管理者設置届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

2 専用水道の設置者は、前項の水道技術管理者を変更したときは、速やかに専用水道技術管理者変更届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

（業務委託等の届出）

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第

1 項の規定による業務の委託について、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したとき 専用水道業務委託届 (様式第 8 号)
- (2) 委託に係る契約が効力を失ったとき 専用水道業務委託契約失効届 (様式第 9 号)

(専用水道の休止又は廃止の届出)

第 7 条 専用水道の設置者は、専用水道を休止又は廃止したときは、速やかに専用水道休・廃止届 (様式第 10 号) により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の廃止の届出が提出された場合は、水道利用者の給水の確保等について確認するものとする。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

（宛先） 山口市長

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第32条の規定に基づき、専用水道布設工事（新設・増設・改造）の確認を受けたいので、同法第33条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

	専用水道の名称			担当者又は管理者の氏名	
	水道事務所の所在地				
第 3 3 条 第 4 項 関 係	工 事 設 計 書	1. 1日最大給水量及び1日平均給水量	別紙1のとおり	電 話	
		2. 水源の種別及び取水地点			
		3. 水源の水量の概算及び水質試験の結果		※受理年月日	
		4. 水道施設の概要		※審査結果	
		5. 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造		※備 考	
		6. 浄水方法			
		7. 工事の着手及び完了の予定年月日			
		8. その他厚生労働省令で定める事項			
	添付書類	別紙2のとおり			

備考

- 1 水道法第33条第4項の工事設計書に係る1～8の欄の記載については、別紙1によることとし、かつ、できる限り図面、表等を使用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 増設又は改造の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

工事設計書

1. 1日最大給水量及び1日平均給水量

- (1) 1人1日最大給水量 ℓ
- (2) 1日最大給水量 m³
- (3) 1人1日平均給水量 ℓ
- (4) 1日平均給水量 m³

2. 水源の種別及び取水地点

- (1) 水源の種別 (該当するものを○で囲む。)

①河川水 (自流水) ②湖沼水 (自流水) ③ダム水 (放流水を含む。) ④伏流水
⑤浅層地下水 ⑥深層地下水 ⑦湧水 ⑧他の水道から供給を受ける水 ()

- (2) 取水地点

3. 水源における水量の概算及び水質試験の結果

- (1) 水量の概算 (別添のとおり)
- (2) 水質試験の結果 (別添のとおり)

4. 水道施設の概要 (別添のとおり)

5. 水道施設の位置 (標高及び水位を含む。)、規模及び構造

6. 浄水方法

- (1) 薬品名
- (2) 薬品注入量
- (3) 滞留時間

7. 工事の着手及び工事の完了の予定年月日

- (1) 着手予定年月日 年 月 日
- (2) 完了予定年月日 年 月 日

8. その他厚生労働省令で定める事項

別紙 2 のとおり

申請書添付書類

1. 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
計画給水人口 人
2. 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
3. 水道施設の位置を明らかにする地図
4. 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
5. 主要な水道施設（次項に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
6. 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第2号（第2条関係）

指令第 号

住 所

氏 名

専用水道布設工事確認通知書

水道法第33条第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった
専用水道の布設工事の設計は、同法第5条に定める施設基準に適合するものであ
ることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知する。

年 月 日

山口市長



住 所

氏 名

専用水道布設工事不適合通知書

水道法第33条第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった
専用水道の布設工事の設計は、同法第5条に定める施設基準に適合しないので、
下記の理由を付し、同法第33条第5項の規定により通知する。

年 月 日

山口市長



記

理 由

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として（訴訟において山口市を代表する者は山口市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

専用水道記載事項等変更届

年 月 日

（宛先）山口市長

設置者 住 所

氏 名

印

電 話

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

先に申請をした事項に下記のとおり変更があったので、水道法第33条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

専用水道施設	名称	
	所在地	
変更年月日	年 月 日	
変更事項		
変更内容	旧	
	新	

専用水道給水開始届

年 月 日

（宛先）山口市長

設置者 住 所

氏 名

印

電 話

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり給水を開始したいので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、届け出ます。

専用水道施設	名称	
	所在地	
給水の区域		
給水開始予定年月日		年 月 日
水道技術管理者氏名		
水質検査の結果	別紙のとおり	
施設検査の結果	別紙のとおり	

添付書類

- 1 水道技術管理者が水道法施行令第6条で定める資格を有するものであることを証する書類
- 2 水道法施行規則第10条の規定による水質検査結果書の写し
- 3 水道法施行規則第11条の規定による施設検査結果を記載した書類（別紙1）
※ 山口市専用水道事務取扱規則第4条第2項に該当する場合は、次の書類も添付すること。
- 4 専用水道となるまでの経緯
- 5 専用水道布設工事確認申請書に準ずる書類

※ 給水の再開の届出の場合は、添付書類を省略することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1 (様式第 5 号関係)

給水開始前の水質検査及び施設検査結果書

専用水道 施設名								
工事区分	新 設 ・ 増 設 ・ 改 造							
工 期	着 工	年	月	日	完 成	年	月	日
(検 査 内 容)								
水 質 検 査								
採水年月日								
採水場所								
水質検査結果								
消毒の残留効果 (給水管末)	遊離残留塩素		mg /L					
施 設 検 査								
項 目	内 容			検査結果		特記事項		
施設能力等	取水、浄水、送配水施設等の性能能力、流量、圧力、耐力等							
漏 水	コンクリート構造物、送排水管等についての漏水の有無							
汚 染	取水場、浄水場等における汚染の有無							
圧 力	最大静水圧			kpa				
	最小動水圧			kpa				
その他								

年 月 日に水道法第 1 3 条第 1 項に定める水質検査及び施設検査を行った結果、上記のとおり異常ありません。

水道技術管理者

印

様式第6号（第5条関係）

専用水道技術管理者設置届

年 月 日

(宛先) 山口市長

設置者 住 所

氏 名 印

電 話

〔法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、専用水道の水道技術管理者を設置したので報告します。

記

1 専用水道施設名	
2 水道技術管理者氏名	
3 設置年月日	年 月 日

※ 水道法施行令第6条に基づく水道技術管理者の資格を証する書類を添付すること。

様式第7号（第5条関係）

専用水道技術管理者変更届

年 月 日

(宛先) 山口市長

設置者 住 所

氏 名 印

電 話

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、専用水道の水道技術管理者を変更したので報告します。

記

1 専用水道施設名	
2 水道技術管理者氏名	旧
	新
3 変 更 年 月 日	年 月 日
4 変 更 の 理 由	

※ 水道法施行令第6条に基づく水道技術管理者の資格を証する書類を添付すること。

専用水道業務委託届

年 月 日

(宛先) 山口市長

設置者 住 所

氏 名 印

電 話

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、専用水道の管理に関する技術上の業務について、次のとおり委託したので、関係書類を添えて届け出ます。

専用水道施設名		
水道管理 業務受託者 <small>〔法人又は組合にあつては、主 たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名〕</small>	住 所	
	氏 名	
受託水道業務 技術管理者氏名		
委託した業務の範囲		
契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- 1 水道法施行令第7条第3号に規定する委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類
- 3 水道管理業務受託者が、水道事業者又は水道用水供給事業者以外の者である場合は、水道法施行令第8条で定める要件を有するものであることを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

専用水道業務委託契約失効届

年 月 日

（宛先） 山口市長

設置者 住 所

氏 名

印

電 話

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、専用水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約について、次のとおり効力を失ったので届け出ます。

専用水道施設名	
水道管理 業務受託者 〔法人又は組合にあつては、主 たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名〕	住 所
	氏 名
受託水道業務 技術管理者氏名	
失効した業務の範囲	
失効年月日	年 月 日
失効した理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

専用水道休・廃止届

年 月 日

（宛先）山口市長

設置者 住 所

氏 名 印

電 話 （ ）

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、専用水道を（休止・廃止）したので届け出ます。

記

専用水道施設	名称	
	所在地	
休・廃止年月日	年 月 日	
休・廃止の理由		
水道利用者に対する給水 （代替水）		

※廃止の届出の場合のみ

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。